

大阪府制度融資「開業・スタートアップ応援資金」に係る創業支援施策（利子補給・保証料補助）実施市町村一覧（50音順）

・本支援施策は、府の開業・スタートアップ応援資金において、各市町村が独自に利子補給や保証料補助等を行い、当該市町村内での創業を積極的に支援していくことを目的に実施しているものです。
 ・補助対象等には、**申込者の「事業所所在地（居住地）」「納税状況」「申込期間」など一定の条件があります**ので、詳細については、実施市町村一覧表記載のホームページをご覧ください。担当課までお問合せください。

（令和6年4月現在16市町で実施）

| 市町村名 | 支援施策 | 補助内容 | 問い合わせ先 | |
|-------------------------|-------|--|---------------------------|--------------|
| | | | 担当課 | 電話番号 |
| 1 和泉市 | 利子補給 | <ul style="list-style-type: none"> ・約定返済に係る利子の一部を補助 ・限度額：融資額合計で500万円まで ・補給率：利子率の1% ・補給期間：借入日より3年間 | 環境産業部 産業振興室 商工観光担当 商工G | 0725-99-8123 |
| 2 泉大津市 | 利子補給 | <ul style="list-style-type: none"> ・借入金に係る利子の一部を補給 ・補給率：返済利率のうち年1%以内 ※個人事業主が本市在住でない場合年0.5%以内 ・限度額：対象資金の融資額内で最高500万円まで ※ただし、過去に利子補給を受けた者は補給対象限度額の500万円から前回申込みの対象資金の限度額を差し引いた額以内の額 | 政策推進部 地域経済課 | 0725-51-7651 |
| 3 泉佐野市 | 利子補給 | 中小企業総合支援制度として実施 <ul style="list-style-type: none"> ・対象限度額 1,000万円（1,000万円以下の場合は借入額が対象限度額） ・補給利率 融資利率の2分の1（ただし上限5万円） ・補給対象期間 融資の実行日から5年以内 ※ただし1事業者につき1融資のみ。また、保証料補助との併用不可 | 生活産業部 まちの活性課 | 072-469-3131 |
| | 保証料補助 | 中小企業総合支援制度として実施 <ul style="list-style-type: none"> ・保証料支払額の2分の1の額（ただし上限10万円） ※ただし利子補給との併用不可。また、保証料補助を受けた場合は、他の「中小企業総合支援補助金」を3年間受けることができません | | |
| 4 茨木市 | 利子補給 | <ul style="list-style-type: none"> ・支払った利子のうち1%相当分（融資額600万円超が対象） ・限度額：各年度10万円、合計30万円 ・交付期間：対象融資の実行日から3年 | 産業環境部 商工労政課 | 072-620-1620 |
| | 保証料補助 | <ul style="list-style-type: none"> ・支払った保証料（融資額600万円以下が対象） ※ただし、保証料率は上限1%、年度内1回限り | | |
| 5 貝塚市 | 保証料補助 | <ul style="list-style-type: none"> ・支払った信用保証料が5万円以上の場合は5万円 ・5万円以下の場合は全額 | 総合政策部 産業戦略課 | 072-433-7193 |
| 6 交野市 | 保証料補助 | <ul style="list-style-type: none"> ・保証料支払い額の2分の1（限度額：5万円） | 総務部 地域振興課 | 072-892-0121 |
| 7 吹田市 | 利子補給 | <ul style="list-style-type: none"> ・約定返済に係る利子の一部を補助 ・補給額：最初の約定返済から12回分の約定返済に係る利子の額 ・補給限度額：年1%の利率に相当する利子額 ・補給期間：借入日より2年間 | 都市魅力部 地域経済振興室 | 06-6170-7217 |
| 8 大東市 | 保証料補助 | <ul style="list-style-type: none"> ・保証料支払額の2分の1の額（限度額：1融資につき5万円） | 産業・文化部 産業経済室 | 072-870-4013 |
| 9 高石市 | 利子補給 | <ul style="list-style-type: none"> ・利子補給金交付制度を実施しています。 ・対象融資限度額：500万円 ・補給率：1% ・交付期間：融資実行日から3年間 | 総合政策部 まち未来戦略室 産業共創課 | 072-265-1001 |
| 10 田尻町 | 利子補給 | <ul style="list-style-type: none"> ・利子補給限度額：年1%の利率に相当する利子額 ・融資金の限度額：2,000万円 | 事業部 産業振興課 | 072-466-5008 |
| 11 忠岡町 | 利子補給 | <ul style="list-style-type: none"> ・支払い利息の一部を補助 ・限度額：対象融資の融資額以内で500万円を限度 ・利率：返済利率の内1.0%を限度 ・期間：最長5年 | 産業住民部 産業建築課 | 0725-22-1122 |
| 12 富田林市 | 保証料補助 | <ul style="list-style-type: none"> ・保証料支払額の2分の1（限度額：1融資につき20万円） | 産業環境部 商工観光課 | 0721-25-1000 |
| 13 枚方市 | 保証料補助 | <ul style="list-style-type: none"> ・保証料支払額の全額（限度額：1融資につき10万円） | 観光にぎわい部 商工振興課 | 072-841-1325 |
| 14 藤井寺市 | 保証料補助 | <ul style="list-style-type: none"> ・保証料支払額の全額（限度額：1融資につき10万円） | 市民生活部 商工労働課 | 072-939-1337 |
| 15 松原市 | 保証料補助 | <ul style="list-style-type: none"> ・保証料支払額の2分の1（限度額：1融資につき20万円） | 市民生活部 産業振興課 | 072-337-3112 |
| 16 守口市 | 保証料補助 | <ul style="list-style-type: none"> ・支払った保証料の額と5万円を比較して、いずれか少ない方の額。 （ただし、1事業者につき、1年度に1回を限度とする。） | 市民生活部 地域振興課 | 06-6992-1490 |